

紹介手数料の返還制度

採用予定者が入社日から 6 ヶ月以内に退職した場合については、下記の通り紹介手数料を返還するものとします。

- ① 1 ヶ月以内に退職した場合は、紹介手数料の 100%を返還します。
- ② 3 ヶ月以内に退職した場合は、紹介手数料の 50%を返還します。
- ③ 6 ヶ月以内に退職した場合は、紹介手数料の 10%を返還します。

ただし、求人者の責による採用者の解雇、求人者に起因する採用者の退職、採用者の負傷、疾病、死亡、天災事変等に基づく雇用契約の解除、その他当社の免責が相当と推察される事由の場合、短期雇用及び日々雇用等による採用決定者の退職等については紹介手数料の返還はいたしません。

株式会社 日本予防医学研究会タクト
許可番号 26-ユ-030016